

滋賀県サービス付き高齢者向け住宅登録簿閲覧規程

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第10条の規定に基づき、滋賀県サービス付き高齢者向け住宅登録簿閲覧規程を次のように定める。

（趣旨）

第1条 滋賀県サービス付き高齢者向け住宅登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）におけるサービス付き高齢者向け住宅登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧については、この規程の定めるところによる。

（閲覧所）

第2条 閲覧所の場所は、滋賀県土木交通部住宅課および滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課とする。

（閲覧時間）

第3条 登録簿の閲覧時間は、午前9時から正午までおよび午後1時から午後4時30分までとする。

（定期休日）

第4条 閲覧所の定期休日は、滋賀県の休日を定める条例（平成元年滋賀県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日とする。

（臨時休日等）

第5条 登録簿の整理その他必要がある場合は、臨時に休日を設け、または閲覧時間を伸縮するものとし、その旨を閲覧所に掲示する。

（閲覧料）

第6条 登録簿の閲覧は、無料とする。

（閲覧の申込み）

第7条 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧簿に閲覧者の住所、氏名その他必要な事項を記入し、係員に提出しなければならない。

（閲覧上の注意）

第8条 閲覧者は、登録簿を指示された場所で閲覧し、外部に持ち出してはならない。

2 閲覧者は、係員の指示に従い、登録簿を丁重に取り扱わなければならない。

(閲覧の停止または禁止)

第9条 閲覧者が次の各号のいずれかに該当する場合は、閲覧を停止し、または禁止することがある。

- (1) この規程に違反し、または係員の指示に従わないとき。
- (2) 登録簿を汚損し、もしくはき損し、またはそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、またはそのおそれがあると認められるとき。

付 則

この規程は、平成23年10月20日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。